

人員に関する基準

1 看護職員及び介護職員の配置

基準

看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(看護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。)

【介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第4条第1項第3号】

事例

- ✓ 常勤換算方法による看護職員若しくは介護職員の員数は満たしているものの、介護職員の員数の標準である看護職員及び介護職員の総数の7分の5程度を満たしていない。

指導・ポイント

- 適切な看護、介護サービスの提供を確保する観点から、それぞれの員数について、標準数を確保するよう努めること。